

令和元年度（令和2年度整備分）

東御市指定地域密着型サービス事業者募集要項

令和元年10月

健康福祉部 福祉課

1 公募の趣旨

東御市では、東御市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所を整備するにあたり、質の高い福祉サービスを継続的に提供できるサービス事業者を公募により選定します。

2 整備年度

令和2年度

3 募集する事業の種類、整備数

No.	サービス種類	整備数	圏域	登録定員
1	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） ※1、※2	1事業所	滋野地区	29人以下
2	看護小規模多機能型居宅介護 ※2、※3	1事業所	市内全域	29人以下

※1 小規模多機能型居宅介護は、単独（登録定員29人）、本体施設のあるサテライト型（登録定員18人）を問いません。

※2 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護ともに、新設のほか、サービス種類を転換して整備することも可能とします。

※3 看護小規模多機能型居宅介護は、単独・併設を問いません。

4 募集期間

令和元年10月1日(火)から令和元年11月29日(金)まで

受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日祝日は除く）

5 開設時期

東御市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画期間内に整備を完了し、開設すること。
（令和3年3月31日までに整備を完了し、令和3年度当初までに開設すること）

6 応募資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 設置主体は法人格を既に有している法人であること。
- (2) 法人の所在地が東御市内にあること、又は東御市内に介護（障がい）サービス事業所があること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項（指定地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法第115条の1第2項（指定地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の各号に該当しないこと。
- (4) 施設を整備する土地・建物は、設置者が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、あるいは賃貸借契約の締結が確実であること。ただし、借地による場合は、

事業の存続に必要な相当期間（20年以上）の賃借権又は地上権を設定すること。

- (5) 事業所開設、設備準備及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期間継続して安定的にサービスを提供できること。
- (6) 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、東御市から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないものであること。
- (9) 東御市暴力団排除条例（平成25年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び第6条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は応募できません。
応募した後にこれらの者であることが判明した場合は、失格とします。

7 関係法令の遵守

事業所の設計、整備計画などの策定にあたっては、次の東御市関係条例のほか、建築基準法、消防法等関係法令に基づき、十分に検討のうえ適切な計画を策定してください。

また、関係機関（市建設課、上下水道課、生活環境課等）と十分協議・調整してください。一度受理した整備計画書であっても、福祉課で調査した結果、開発の許可が得られないなど整備計画が成り立たないことが判明した場合は、選定の対象外となります。

東御市関係条例

- ア 東御市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第25号）
- イ 東御市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第26号）
- ウ 東御市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）

8 事業所整備に対する補助

補助金については、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金を活用する予定です。ただし、この補助金は、県予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、必ずしも採択されるものではありません。

なお、東御市では、県補助金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いません。また、県の補助金交付決定後は原則取り下げることはできませんので、ご承知おきください。

(1)地域密着型サービス等整備助成事業 補助単価（予定）

- ア 小規模多機能型居宅介護事業所 33,600千円（一施設、上限）

イ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 33,600千円（一施設、上限）

(2)介護保険施設等の施設開設準備経費 補助単価（予定）

ア 小規模多機能型居宅介護事業所 839千円×宿泊定員数
（単独施設：9人まで、サテライト型施設：6人まで）

イ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 839千円×宿泊定員数

9 選定方法等

(1) 選定方法

ア 提出された応募書類に基づき、一次審査として書類審査を行います。

イ 一次審査通過事業者について、二次審査として東御市地域密着型サービス事業者審査委員会において、施設整備、運営についてのプレゼンテーション・ヒアリング及び事業予定地の現地調査を行います。

ウ 選定は、書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング及び現地調査の結果等を総合的に判断したうえで行います。なお、プレゼンテーション・ヒアリング及び現地調査の日程等については、応募事業者に別途通知します。

エ 上記を経た指定候補予定者について、東御市地域密着型サービス運営委員会で審議します。

(2) 主な審査項目

ア 事業理念、基本方針

イ 法人の運営状況及び当該事業の資金計画

ウ 事業所の建物・立地条件

エ 介護サービス事業の実績

オ 職員の確保・育成に向けた取り組み

カ 利用者の処遇

キ 防災対策

ク 事故防止・安全対策

ケ 地域住民と連携した取り組み

コ 医療機関等との連携

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募事業者にも文書で通知します。

(4) 選定結果の公表

申込事業者数及び指定候補者として決定した事業者名は、ホームページで公表します。

(5) その他

ア 市内産業活性化の観点から、市内業者による施工や調達、市内医療機関との連携を図る計画を勘案します。

イ 指定候補者として選考された場合であっても、指定が確定したものではありません。

ウ 審査の結果、指定予定者無しとする場合があります。

10 地域住民への説明

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の運営にあたっては、地域住民の理解や地域との連携・交流、そして事業所の整備に対して地元の理解や同意を得ることが必要です。

公募申込にあたり、事業所開設予定地が属する区の区長（必要により隣接する区の区長）及び事業所開設予定地の隣接地に係る公図上の土地地権者に事前説明をしてください。

また、公募申込書に、事前説明したことがわかる書類（任意）を添付してください。

指定候補者として選定された後、事業所開設予定地の地元住民や区等を対象に説明会を開催し、指定申請書に次の同意書を添付のうえ提出してください。

ア 事業所開設予定地が属する区の区長（必要により隣接する区の区長）の同意書

イ 事業所開設予定地の隣接地に係る公図上の土地地権者の同意書

ウ 事業所が設置する運営推進会議にかかる地元住民の代表者の運営推進会議委員
就任同意書

11 提出書類

応募にあたっては、別紙「提出書類一覧表」に示す書類を提出してください。

各様式については、本市ホームページよりダウンロードしてください。

※募集期間中に提出書類の追加が生じたときは、本市ホームページに掲載します。

また、応募締切後に提出書類の追加が生じたときは、全ての応募事業者に連絡します。

12 提出書類作成における留意事項

- (1) 提出部数は、正本1部、副本（正本をコピーしたもので可）2部です。
- (2) フラットファイル等を用いて、A4サイズ（縦）の左穴あけ綴りとし、ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「地域密着型サービス事業者公募申込書類」と記載してください。
- (3) 図面はA3サイズで作成し、A4サイズにたたんで綴じてください。
- (4) 書類名（略称可）が分かるように右端にインデックスを付してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付のうえ、綴じてください。

- (5) 正本に原本の写しを提出する場合は、原本証明をしてください。

(例)

原本と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 印
--

13 提出期限

- (1) 応募期限

令和元年11月29日(金)午後5時【厳守】

- (2) 提出場所

東御市総合福祉センター内 福祉課高齢者係

- (3) 提出にあたっての留意事項

ア 書類の確認を行いますので、提出に際しては事前に電話連絡のうえ、福祉課高齢者係にご持参ください。

イ 応募に関する質問は、11月15日(金)午後5時までに、書面、電子メール又はFAXで、福祉課高齢者係に提出してください。

質問の題名は「地域密着型サービス事業者募集についての質問」としてください。

質問に対する回答は、随時、東御市福祉課ホームページに掲載し、最後の更新を11月22日(金)とします。

なお、口頭での質問には、軽微なものを除き原則としてお答えしません。

14 応募等における留意事項

- (1) 事業所を開設する土地については、応募するまでに、所有権の取得が見込まれる、あるいは賃貸借契約の締結が見込まれる状態にしてください。

- (2) 応募に際して不正行為を行った場合または提出された書類に重大な不備又は虚偽の記載があったと認められる場合は、選定の候補から除外します。また、選定後に判明した場合は、選定の取消などの手続きを行います。

- (3) 整備計画書等の提出後、次の場合は選定の候補から除外することがありますので、留意してください。また、選定後においては選定の取消につながる可能性があります。

なお、選定の取消に伴い生じる費用について、東御市は一切負担しません。

ア 事業計画書等のうち、資金計画、建設計画等の変更があるとき

イ 必要な許認可が取得できない又は重大な変更を要するとき

ウ その他事業執行上、支障が発生したとき

- (4) この応募に関する一切の費用(書類作成及び証明にかかる費用等)については、応募者の負担とします。

- (5) 公募の公正を期するため、東御市が受理した公募申込書については、明らかな間違い及び軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。

- (6) 事業者の選定にあたって確認が必要な事項について、追加資料の提出を求めたり、ヒアリングをする場合があります。
- (7) 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- (8) 公募の公平性を期するため、応募にかかる個別の相談、他の応募者の整備計画の内容に関する問い合わせ等は、一切応じません。
- (9) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けません。
- (10) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出していただきます。
- (11) 地域密着型サービス施設整備事業に係る施工業者の決定においては、工事価格等の適正化を図るため一般競争入札とすることを条件とし、入札の経過がわかる書類等を提出していただきます。

問い合わせ先
〒389-0502 東御市鞍掛 197
東御市総合福祉センター
東御市健康福祉部福祉課高齢者係
TEL 0268-75-5090（直通）
FAX 0268-64-8880
電子メール kaigo@city.tomi.nagano.jp